



# りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 9 月 3 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

## 「中国・香港間の経済貿易緊密化協定」(CEPA) 補充協定 VII について

香港特別行政区政府と中国政府は 2010 年 5 月、「経済貿易緊密化協定」(以下「CEPA」) 補充協定 VII に調印しました。2003 年に CEPA が公布されて以来、毎年対象領域が拡大されており、本協定は 2011 年 1 月 1 日から実施されます。技術検査と製品検査の新規 2 分野を含む金融、観光、医療、建築設計など 19 のサービス分野で 35 項目の開放措置が決まり、開放済みのサービス分野は 44 分野に拡大します。

### ◎サービス分野開放措置の主なもの (2011 年 1 月 1 日より実施)

分野	概要
金融	<ul style="list-style-type: none"><li>香港の銀行は、中国本土で代表事務所の開設 1 年後、全額出資の現地法人または支店の設立が可能となる。</li><li>中国本土に営業拠点を持つ香港の銀行は、「本土で営業開始後 2 年以上経過」し、且つ「過去 1 年間の業績が黒字」である場合には、人民元取扱業務が可能となる。</li></ul>
観光	<ul style="list-style-type: none"><li>香港企業が北京市・上海市で設立した、独資または合弁の旅行会社は、地元住民を対象として、香港・マカオへの団体旅行業務を、試験的に取扱うことが可能となる。</li><li>香港企業が中国本土に設立した航空運輸代理店は、独資、合弁、合作の形態を問わず、国内線航空券の販売が可能となる。</li></ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"><li>香港の業者は、上海・重慶両市や広東・福建・海南の各省において、独資の病院設立が可能となる。また広東省では、療養所運営への参入が可能となる。</li><li>香港の法定資格を持つ 12 の医療専門人材 (医師・歯科医・看護師・薬剤師他) は、中国本土において短期間 (最長 3 年、更新可能) であれば就業が可能となる。</li></ul>
建築設計	<ul style="list-style-type: none"><li>中国本土で一級建築士または一級構造エンジニア資格を取得した香港人は、パートナーとして、本土で建築・エンジニアリングの設計事務所設立が可能となる。</li><li>中国本土にある香港独資企業は、設計・デザイン業務を行うことが可能となる。</li></ul>
技術検査と製品検査	<ul style="list-style-type: none"><li>香港政府が認証した機関は、香港で加工された製品を対象に、中国本土の強制認証制度 (CCC 認証：輸入製品の安全基準を審査・認定する制度) に基づく測定業務が可能となる。</li></ul>

【出所: 香港政府 HP、ジェットロ HP】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載